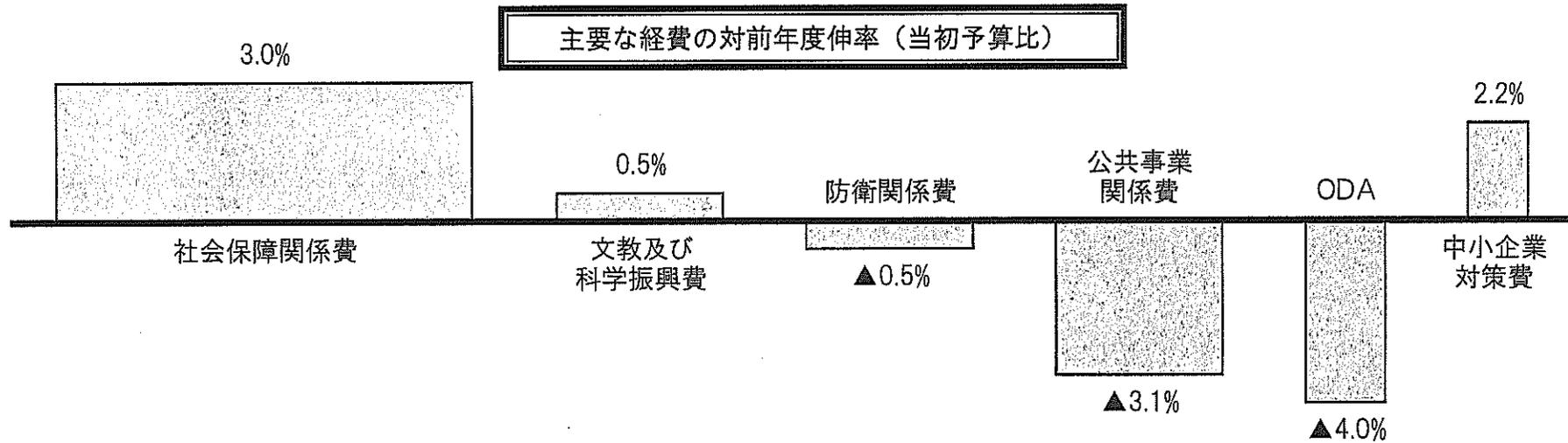


資 料

平成 20 年度予算の概要

- ◆ 「基本方針 2006」において定められた歳出改革を 2 年目においても確実に実施
 - ・ 社会 保 障：制度改革等による削減 ▲2,200 億円
 - ・ 公共事業関係費：対前年度当初予算比 ▲3.1%
- ◆ 一方、歳出改革を徹底する中でも、真に必要な経費には予算配分を重点化
 - ・ 科学技術振興費：対前年度当初予算比 +1.1%
 - ・ 中小企業対策費：対前年度当初予算比 +2.2%



(注) 中小企業対策費については、政策金融改革による制度変更に伴う増を除く。

- ◆ 歳出全般にわたる見直しを行い、無駄の排除を徹底
 - ・ 随意契約の見直しの徹底・強化
 - ・ 会計検査院指摘事項の反映の徹底・強化
 - ・ 独立行政法人向け財政支出の見直し

平成20年度一般会計予算の概要

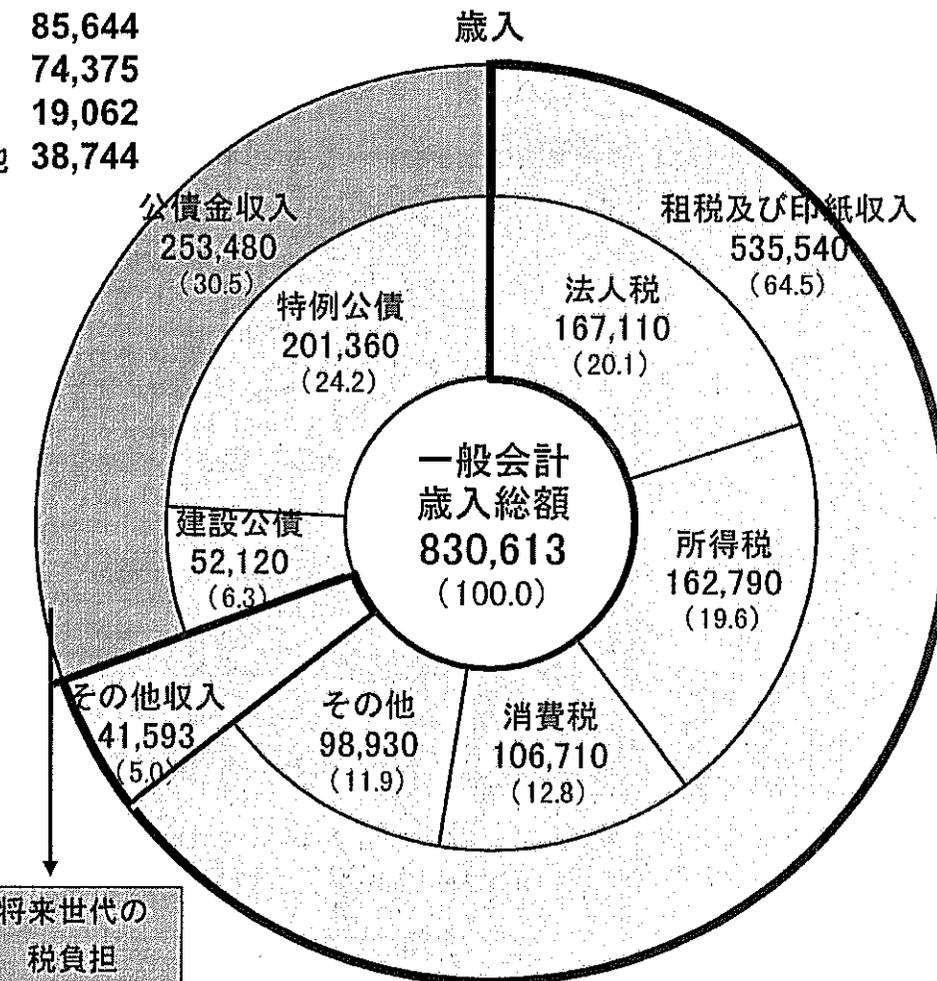
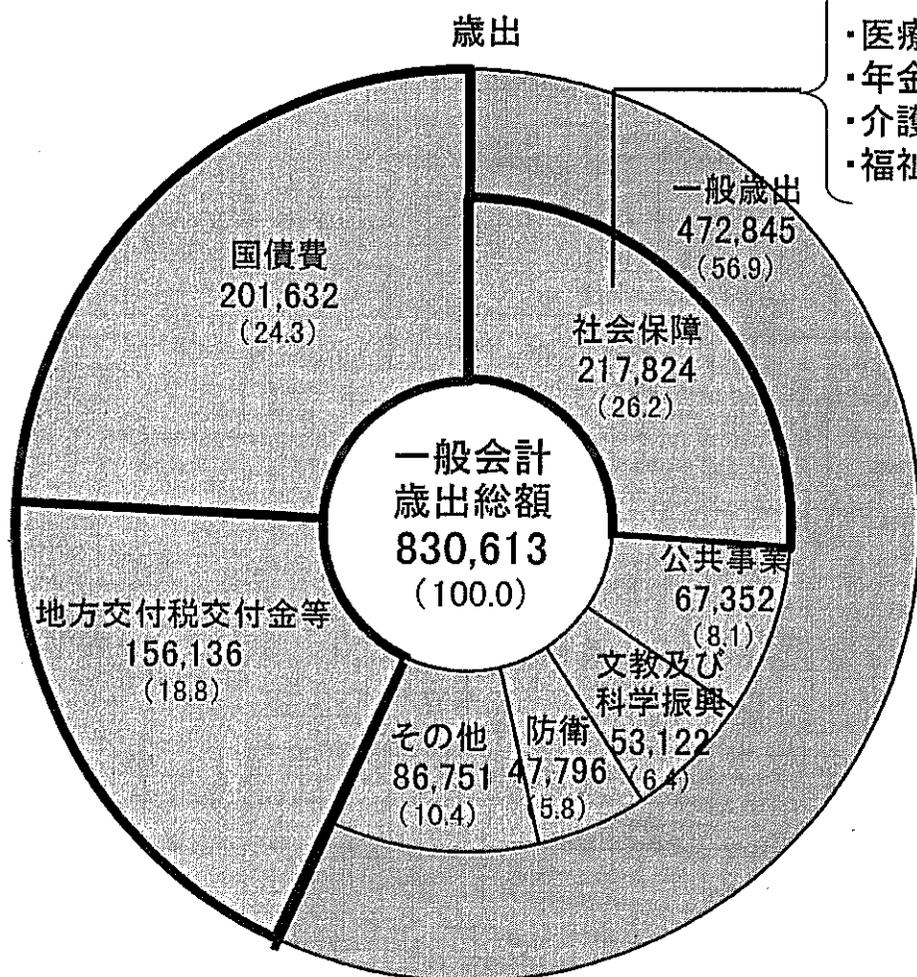
一般会計歳出

・社会保障関係費(21.8兆円)、国債費(20.2兆円)、地方交付税交付金等(15.6兆円)の三大経費で全体の約3分の2を占める。

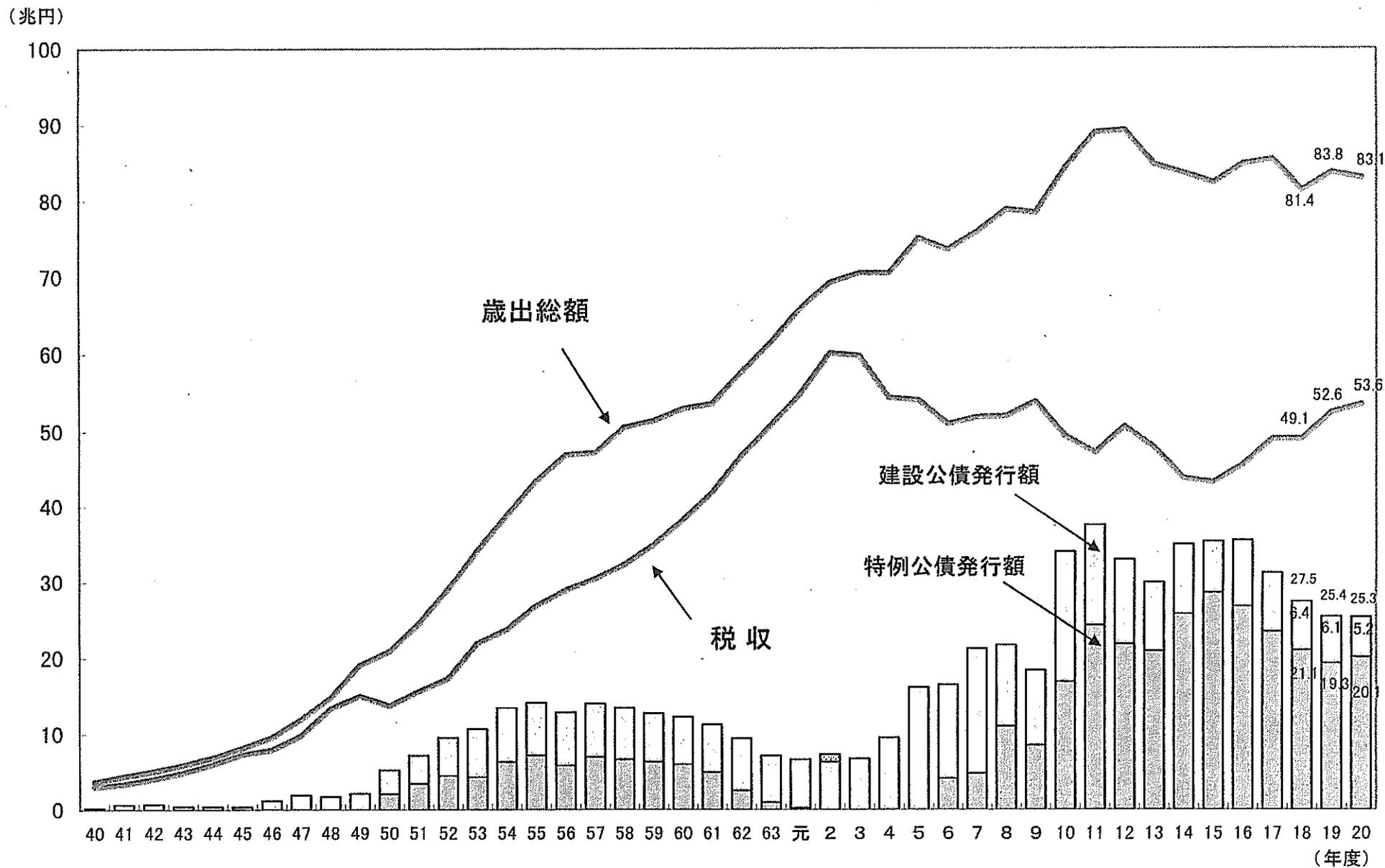
一般会計歳入

・租税及び印紙収入は6割強
・残りのうち25兆円程度(約30.5%)が公債金収入

(単位:億円、%)



一般会計における歳出・歳入の推移



(注1) 18年度までは決算、19年度は補正後予算、20年度は当初予算による。

(注2) 2年度は臨時特別公債を発行(約1.0兆円)。

国及び地方の長期債務残高

(平成 20 年度予算)

(単位: 兆円)

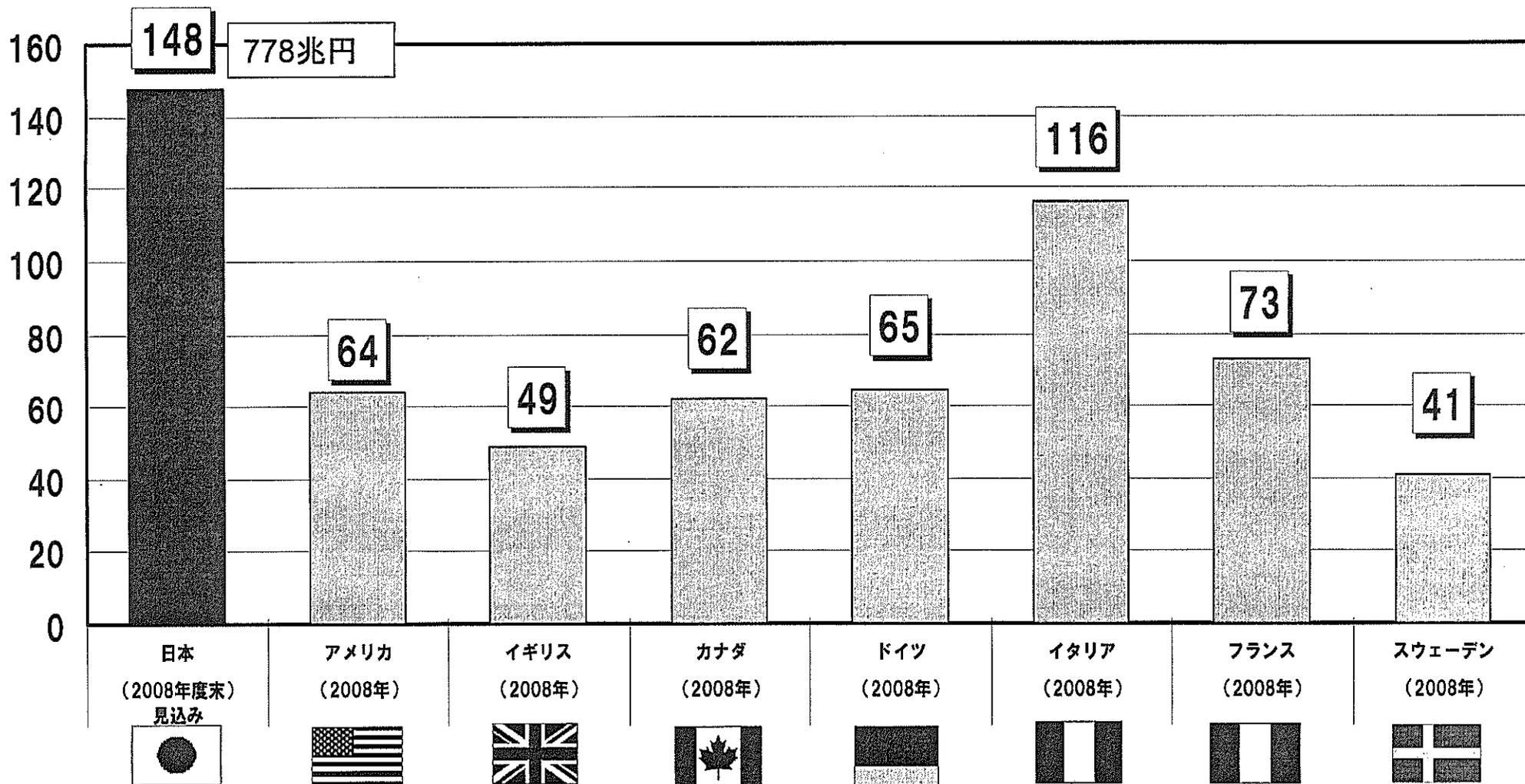
	7 年度末 (1995 年度末) < 実績 >	12 年度末 (2000 年度末) < 実績 >	18 年度末 (2006 年度末) < 実績 >	19 年度末 (2007 年度末) < 実績 >	20 年度末 (2008 年度末) < 予算 >
国	297程度	491程度	594程度 (573程度)	602程度 (585程度)	615程度 (595程度)
普通国債残高	225程度	368程度	532程度 (510程度)	541程度 (524程度)	553程度 (533程度)
対GDP比	45.4%	72.9%	103.9% (99.6%)	105.1% (101.8%)	105.0% (101.2%)
地方	125程度	181程度	200程度	199程度	197程度
対GDP比	25.1%	36.0%	39.1%	38.6%	37.4%
国と地方の重複分	▲12程度	▲26程度	▲34程度	▲34程度	▲34程度
国・地方合計	410程度	646程度	761程度 (739程度)	767程度 (750程度)	778程度 (758程度)
対GDP比	82.6%	128.1%	148.7% (144.4%)	148.9% (145.6%)	147.6% (143.8%)

(注)

1. GDPは、18年度までは実績値、19年度はQE速報による実績値、20年度は政府見通し。
2. 19年度の地方及び国と地方の重複分は19年度補正後の見込み。
3. 18、19年度の()書きは翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。20年度の()書きは、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
4. このほか20年度末の財政投融资特別会計国債残高は133兆円程度。

債務残高対GDP比の国際比較

(%)



(注) 日本については、国・地方を合わせた長期債務残高(2008年度末見込み)。
 諸外国(2008年)については、“Economic Outlook 82”(OECD)による。

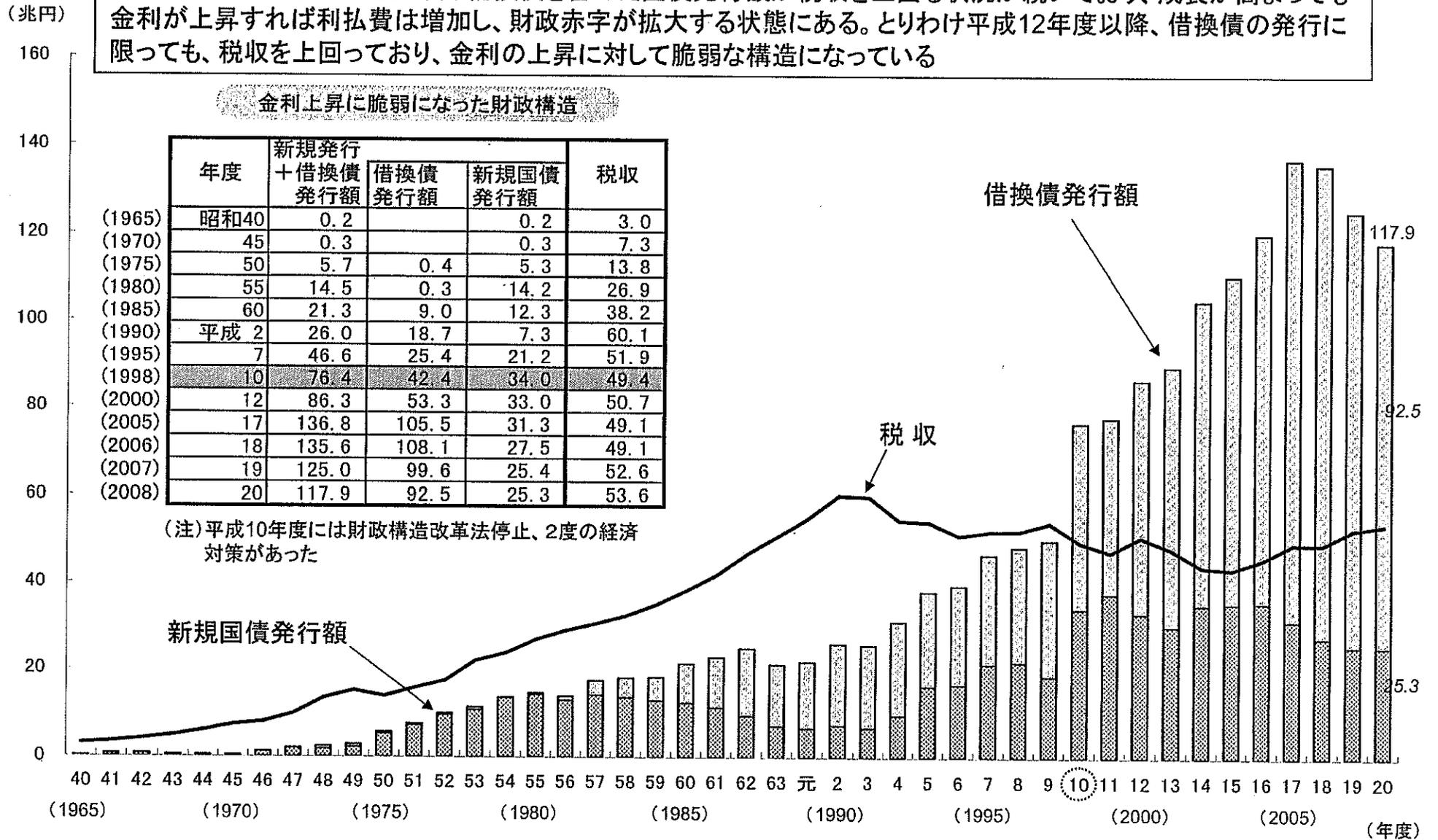
国債発行額と税収

平成20年5月19日
 財政制度等審議会 財政制度分科会
 財政構造改革部会 富田俊基 委員提出資料

〔資料 I-6〕

我が国財政は平成10年度以降、借換債を含めた国債発行額が税収を上回る状況が続いており、成長が高まっても金利が上昇すれば利払費は増加し、財政赤字が拡大する状態にある。とりわけ平成12年度以降、借換債の発行に限っても、税収を上回っており、金利の上昇に対して脆弱な構造になっている

金利上昇に脆弱になった財政構造



【財政健全化】

財政赤字が減少しているにもかかわらず**公的債務残高は増加の一途をたどり**、2007年の対GDP比は約180%(注3)とOECD諸国の中で過去最高に達した。**長期金利が現在の1%前後から上昇した場合の日本経済の脆弱性が強まっているため、財政再建の推進は緊急の課題である。**政府の中期計画では、2010年代の公的債務残高の対GDP比削減の第一歩として、中央・地方政府を合わせた基礎的財政収支を2011年度までに若干の黒字にすることを目指している。

2008年「進路と戦略」参考試算は楽観的過ぎるのではないか。「成長シナリオ」では、2002年から2006年の実質GDP成長率が平均2%であったにもかかわらず、2011年の実質GDP成長率を2.6%と見込んでいる。しかしながら、この予測は2007年から2009年の毎年のGDP成長率を2%以下と見込んでいるOECDの予測を含め、他のどの短期予測より、高く見積もっている。

楽観的過ぎる前提に加えて、「進路と戦略」における2011年度の目標は、公的債務の対GDP比を安定化させ、そして引き下げるという長期目標を達成するには十分ではないと思われる。公的債務の対GDP比を安定化させるための一般政府の基礎的財政収支の黒字幅は、名目経済成長率に対する長期金利の水準に依存する。つまり、名目成長率が長期金利を下回る乖離が大きければ大きいほど、必要な基礎的財政収支の黒字幅は大きくなる。公的債務の対GDP比を安定化させるには、一般政府ベースの基礎的財政収支黒字の対GDP比が1~2%程度必要である。

財政目標の達成には政府支出のさらなる削減を優先的に行うべきである。2006年、政府は2011年度までの支出項目別削減額を公表した。ただし、削減額は名目成長率を3%と想定して算出したもので、2007~2011年には歳出を年平均1.2~1.7%増やす余地が残っている。しかし、OECDが予想する2007~2009年の日本の成長率は1.7%であり、**中期歳出計画は意欲的な内容とは言い難く**、政府支出の対GDP比は上昇する可能性がある。2002~2007年に実現した政府支出の減少を反転させないためには、より厳しい支出計画が必要である。政府の中期財政目標には含まれていないが、社会保障制度の持続可能性を確保することも重要である。

(注1) 要旨については、OECD作成の日本語要旨から抜粋。本文については、英文を仮訳したものから抜粋。

(注2) 下線及び太字は引用者が付したものである。

(注3) OECD報告書における公的債務残高は2007年の対GDP比が約180%とされているが、他方、我が国の財務省が公表している国・地方の長期債務残高は対GDP比約150%(2007年度末)とされている。この相違は、OECD報告書における公的債務残高は、
①「国・地方」の長期債務残高に一部の独立行政法人等の債務を加えた「一般政府」ベースの債務を対象としていること
② 対象となる債務について政府短期証券等を追加していること
③ 長期債務残高(年度)と異なり暦年としていること
などによる。

OECD対日経済審査報告書(2008年4月7日)②(OECD作成要旨及び本文から抜粋)

今日までの(注4)支出抑制の大部分は、2002年から2007年にかけて**公共投資**を対GDP比で6%から4%に削減したことで達成されてきたが(注5)、3%というOECDの平均をなお上回っており、さらなる削減の余地はあるとみられるが、**生産性を向上させるためのより効率的な投資配分を伴うべきである**。公共投資は地域格差を低減する有効な手段として機能していないため、他の施策によってこの点是对処されるべきである。政府の試算によると、2011年までには既存インフラの維持コストが新規投資を上回り、2022年には新規投資を完全に閉め出すことになるので、人口推計を踏まえた費用対効果分析に基づいて必要性の薄い社会資本を廃棄するための計画を策定し、生産性の向上に寄与する公共投資の余地を維持することが重要である。

支出抑制は、国家公務員(国有企業の従業員を含む)の**人件費**を削減したことも寄与した。政府は、**人件費**について2015年度までに対GDP比を半減する意向(注6)であるが、**取り組みは、公共部門雇用の90%以上(注7)を占める地方政府、公的企業、政府関連機関も対象にすべきである**。いずれにしても、**日本の公共部門雇用の対人口比は他の主要OECD諸国の水準を既に大幅に下回っているため(注8)、支出削減の余地は限られている**。

高齢化が急速に進むなか、**社会保障費の抑制は政府支出の伸びを抑えるために不可欠である**。2004年の年金制度改革および予定されている医療制度の一部改正にもかかわらず、政府試算によれば、**公的社会支出全体** — 年金、健康保険、介護保険、生活保護 — は今後10年間年率3%のペースで増加し、対GDP比は約1%上昇して2015年度には18.4%に達する見通しである。**年金改革**は年金支出の対GDP比を今後10年間は9%程度で維持し、向こう100年間の持続を目指す内容だったが、年金記録の正確性をめぐる最近の混乱は年金行政に対する不信感を生み出している。また、2004年の試算は強気な想定に基づいたものである。一部の想定が2007年に下方修正されたとはいえ、過去のトレンドをベースにした想定は楽観的である可能性がある。この支出目標からの乖離が生じた場合には、2004年度の13.6%から2017年度には18.3%に引き上げられる予定の年金保険料率のさらなる引き上げではなく、年金受給資格年齢の引き上げや年金資産の運用利回りの向上によって対処すべきである。**公的医療支出**については、2015年度の対GDP比を6.3%から5.8%へ削減することを目指しているが、これは高齢化の進展にもかかわらずOECDの平均である6%を依然として下回る水準である。公的医療支出の増加は、診療報酬の削減や2008年度に導入される75歳以上の高齢者を対象とした新制度に伴う自己負担増などによって抑制されるとみられる。しかし、70~74歳の患者の医療費負担の引き上げは1年間凍結された。また、政府は生活習慣病の予防や入院期間の短縮により支出は抑制できるとしているが、具体的な効果は不透明である。医療の質と効率性を高めるためには、民間部門の関与をこれまでより広く認めるといった規制改革の推進が重要である。

(注4) 2007年までのことを指す。

(注5) ここでの「公共投資」には、一般政府に加え公的企業を含む。本文においては、公共投資対GDP比として1996年:8.4%、2006年:4.4%が記述されている。なお、一般政府ベースでは、2002年度:4.7%、2007年度:3.1%(1996年度:6.0%、2006年度:3.2%) [1996年度・2006年度は内閣府国民経済計算年報。2007年度は政府経済見通しの値からの推計値]。

(注6) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。)においては、総人件費改革を推進するに当たっては、平成27年度(2015年度)以降の各年度における**国家公務員の人件費の総額の当該年度のGDPに占める割合が、平成17年度(2005年度)における当該割合の1/2にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意するものとする**とされている(地方公務員並びに独立行政法人及び特殊法人等の役職員については、行革推進法において、このような規定は存在しない)。なお、行革推進法における関連規定を踏まえ、「基本方針2006」においては、地方公務員人件費については、5年間で行政機関の国家公務員の定員削減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現するとされており、独立行政法人等の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制するとされている。

(注7) 地方公務員、独立行政法人、特殊法人等の職員の数が公務部門職員総数(防衛関係除く。)に占める割合は、約91%(2006年度末。総務省行政管理局公表資料より試算)。

OECD対日経済審査報告書(2008年4月7日)③(OECD作成要旨及び本文から抜粋)

いずれにしても、日本の財政赤字の大きさを考えれば、歳出削減のみでは不十分である。政府の試算は、公的債務比率を均衡させるという政府の目標を達成するには、基礎的財政収支についてはGDP比4%~5%の改善(OECDの予測と沿った幅である)が必要であることを示している(注9)。その改善を達成するには、歳入の増加が必要となる。同じ政府の試算では、この目標の達成には、GDP比4.6%~5.9%の追加税収(注9)が必要である一方、2010年代半ばに向けて債務比率を下落させるには、更なる税収が必要である。しかしながら、政府の中期財政計画(進路と戦略等)では、何も具体的な歳入増加措置が提示されていない。財政健全化の第一段階では歳出削減に焦点を絞るのは適切な戦略であるが、現下の深刻な財政状況にかんがみると、政府の財政目標を達成するには、包括的な税制改革が必要である。

【税制改革】

政府試算によれば、政府債務比率の上昇を抑えるためには基礎的財政収支を大幅な黒字にする必要がある一方、支出の大幅削減が難しい点を見ると、財政目標を達成するためにはGDP比6%に相当する歳入増(注9)が必要である。しかし政府債務比率を引き下げるためには、これ以上の歳入増が求められる。政府は必要な歳入を確保するために包括的な税制改革を実施するべきだが、その際、日本経済の中期的な成長性を損なわない方法で歳入を増やすことが重要である。また、現在の景気拡大を維持するために、税制の変更は段階的に実施するべきである。同時に、税制改革は所得格差の拡大に対処し、地方税制の改善を促す必要がある。すなわち、効率性、公正性、簡素化という目標にバランス良く配慮した税制改革が求められる。

直接税よりも間接税の比率を高めることで、税が経済成長に及ぼす悪影響を最低限に抑えることができる。歳入増が必要な点を見ると、直接税収入を維持する一方で間接税収入を増やすべきである。そのためには、現在5%とOECD諸国の中で最も低い消費税率の引き上げが必要である。消費税収入を増やすためには、広範な課税ベースに対する単一の税率を維持し、増収分の柔軟な配分を確保するべきである。

(その他税制に関する指摘について要約すると以下のとおり)

- 法人税の課税ベースを拡大し、成長促進のために法人税率を引き下げるべき。
- 格差の拡大への対応も念頭に、個人所得課税を改革すべき。
- 地方税制を改善すべき。

(注8) 「人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較(未定稿)」(総務省行政管理局公表資料)においては、同職員数は仏(2004年):87.6人、英(2005年):79.5人、米(2005年):78.1人、独(2004年):55.8人、日本(2006年度):33.1人。なお、同資料における「公的部門における職員数」は、中央政府職員、政府企業職員、地方政府職員及び軍人・国防職員の数。

(注9) 「給付と負担の選択肢について」(平成19年10月17日経済財政諮問会議;有識者議員提出資料)においては、「制約ケース」(名目2.1%、実質0.9%成長)の場合、2025年度まで債務残高の名目GDP比率を上昇させないようにするために必要となる2025年度における基礎的財政収支改善幅は、20.4兆円・対GDP比3.9%(歳出削減14.3兆円、給付削減・負担維持ケース)~25.8兆円・4.9%(歳出削減11.4兆円、給付維持・負担上昇ケース)とされており、それぞれに対応する増税必要額は、24.1兆円~31.0兆円とされている。この増税必要額に対応する対GDP比は4.6%~5.9%である。

IMF世界経済見通し(WEO; World Economic Outlook) (仮訳・抜粋)

- 日本では、財政健全化に向けた努力にもかかわらず、公的純債務は高水準にとどまると見込まれる。こうした取組みを加速することは、ショックに対する「政策保険」を提供し、高齢化社会と関連する課題への対応に役立つ。経済が減速する中で、自動安定化装置が働く余地は許容されるが、その国内需要に及ぼす影響は小さいであろう。また、追加的な裁量措置の余地はほとんどないであろう(注)。
- 中期的には、債務を確実に減少させるためにはより強力な財政調整が望ましいだろう。更なる歳出削減の余地は依然ある程度あるが、消費税の引上げ、法人税制の改革、所得税の課税ベースの拡大、税務行政の強化などを要素とする税制の幅広い改革の中で、歳入措置が検討される必要がある。

(注) 下線は引用者が付したものを。

財政健全化の時間軸と目標

基本方針2006

(平成18年7月7日 閣議決定)

○ 財政健全化第Ⅰ期(2001～06年度):小泉内閣における改革

○ 財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)

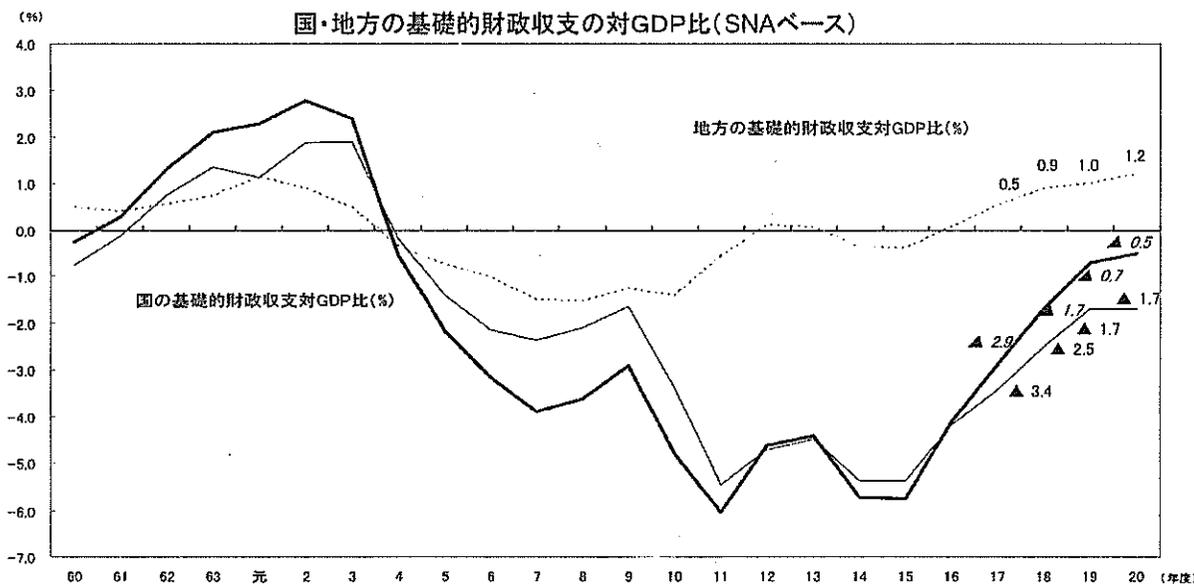
・財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現

- 第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り早期に均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

○ 財政健全化第Ⅲ期(2010年代初頭～2010年代半ば)

・債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ

- 国・地方の基礎的財政収支の一定の黒字幅を確保する。
- 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。



基本方針2006
(平成18年7月7日 閣議決定)

歳出改革の具体的内容

	2006年度	2011年度	2011年度	削減額	備 考
		自然体	改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
	要対応額 : 16.5兆円程度				

(注1) 上記金額は、特記なき場合国・地方合計(SNAベース)。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

- ・削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- ・災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- ・歳出改革では対応しきれない要対応額については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変更する可能性がある。

「日本経済の進路と戦略」参考試算(平成20年1月)

○2011年度のプライマリー・バランス

	① 平成20年1月 推計値			② 平成19年1月 推計値		
	国・地方合計PB	国PB	地方PB	国・地方合計PB	国PB	地方PB
(参考) 2008年度のPB 名目成長率 ① 2.1% ② 2.8%	▲0.5%	▲1.7%	1.2%	▲0.4%	▲1.5%	1.1%

※高成長/14.3兆円ケース

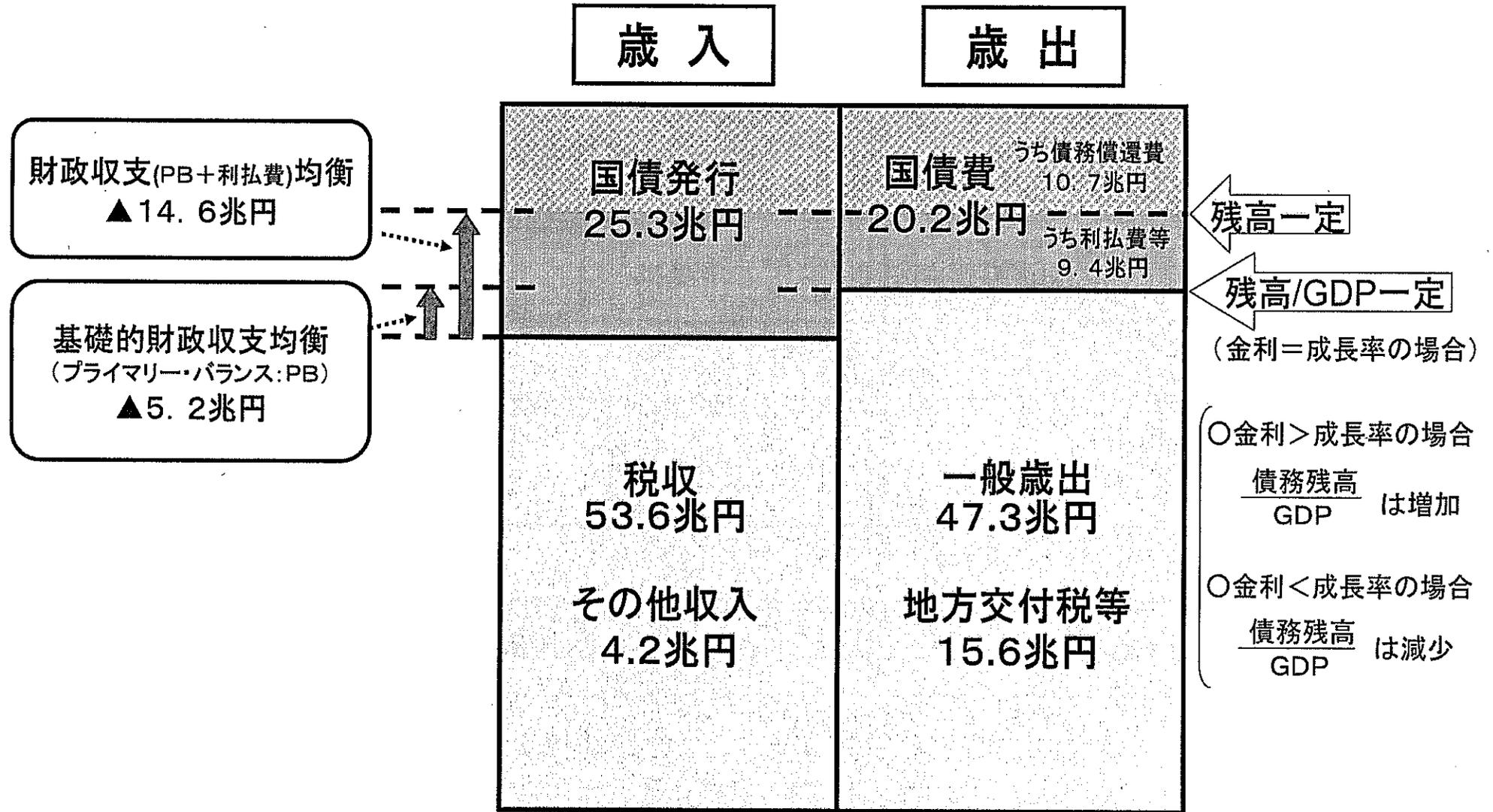
[2011年度]

高成長/▲14.3兆円 名目成長率 ① 3.3% ② 3.9%	▲0.1%	▲1.4%	1.3%	0.2%	▲1.2%	1.5%
高成長/▲11.4兆円 名目成長率 ① 3.5% ② 4.0%	▲0.5%	▲1.6%	1.1%	▲0.1%	▲1.5%	1.4%
低成長/▲14.3兆円 名目成長率 ① 1.6% ② 2.0%	▲0.6%	▲1.8%	1.2%	▲0.4%	▲1.8%	1.4%
低成長/▲11.4兆円 名目成長率 ① 1.8% ② 2.2%	▲1.0%	▲2.0%	1.0%	▲0.8%	▲2.0%	1.3%

(注) 本試算は、経済財政諮問会議における「日本経済の進路と戦略」の審議のための参考として内閣府が作成し、経済財政諮問会議に提出したものであり、閣議決定の対象となったものではない。

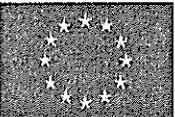
財政健全化の指標について

～ 国の一般会計 ～



(注)平成20年度当初予算による。

諸外国の財政健全化目標

	フロー	ストック
アメリカ 	○2012年度までに連邦政府の財政収支均衡 《⇒ 国債残高の増加ゼロに相当》	—
EU 	①中期的な財政運営目標： 財政収支(SNAベース)の均衡又は黒字 (ドイツは2010年度、フランスは2011～2012年度 ^(注) 、 イタリアは2011年度を目標) 《⇒ 国・地方合計の債務残高の増加ゼロに相当》 ②「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準： 財政収支(SNAベース)対GDP比▲3%	○「過剰財政赤字」の是正手続き適用基準： 債務残高対GDP比60% (日本の現状：国・地方合計GDP比148%)
イギリス 	○「ゴールデン・ルール」：借入れを投資目的に限定 《⇒ 「特例公債脱却」に相当》	○「サステナビリティ・ルール」： 公的部門の純債務残高対GDP比40%以下

(注)経済成長について2つのシナリオを用意し、高成長シナリオでは2011年に、低成長シナリオでは2012年に目標を達成するとしている。

政府における無駄の徹底的な排除に向けた集中点検 ～（抄）
～「ムダ・ゼロ」への取組み～

4. 「政策のたな卸し」を行うなどにより、政府の効率性・透明性を高めます。
- 総理の指示により、「政策のたな卸し」を行い、昔から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切って見直します。各大臣の下で、概算要求時まで徹底的な見直しを行い、確実に来年度の予算要求に反映します。
 - あわせて、予算の受け取り手を明示し、予算がどのように使われているかを国民にわかりやすくします。
 - 以上の取組みに当たっては、例えば、柔軟かつ斬新な発想をもつ若手幹部職員を中心に改善プロジェクトチームを発足させるなど、各府省の自己改善力を十全に発揮させます。
 - また、各府省の業務遂行に対し、総務省が民間の英知を活用するなどにより政府横断的な評価・監視の充実強化を図ります。これらは今後の予算執行の効率化に役立てます。

経済財政諮問会議（平成20年4月15日）配布資料（民間議員ペーパー）

国民本位の「ムダ・ゼロ」政府を目指して(1) ～ (抄)

～民間経営ベストプラクティスの政府への導入～

平成20年4月15日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

毎年1%の削減は節約であり、5年間で5%削減しても、民間ではそれを改革とは言わない。改革とは、2割、3割削減することである。5%の削減は大変だというのが、それは、現状を前提として削減するからである。3割削減するためには、「仕事のやり方」と「仕事そのもの」を見直さざるを得ない。

1. 結果重視に転換を

企業と官庁との大きな違いは、企業が結果主義であるのに対し、官庁が予算主義だということである。官庁は予算の獲得に力を入れ、その予算を使い切ることを重視する。国民からすると、結果が重要である。仕事の結果や効果を、国民に「見える化」する必要がある。

(1) 予算の管理

予算の受け取り手を明示する。

(責任者:財務大臣。20年度から試行、21年度から本格実施)

予算がどのような効果を発揮しているか、精査する必要がある。そのため、効果が誰に及んでいるのかを、ホームページで国民にわかりやすくする。

注)アメリカでは、連邦政府から資金(補助や調達などにより)を受けた相手先名(会社・団体・地方政府など)とその金額を検索可能なウェブサイトで公表する法律が制定された。

資料

連邦政府資金 説明義務・透明性確保法(2006)

The Federal Funding Accountability and Transparency Act of 2006

2006年4月、バラク・オバマ上院議員、ジョン・マケイン上院議員らから提出された法案で、9月にブッシュ大統領による署名がなされ、法的効力を得た。本法に基づき、2007年12月から、連邦予算の執行状況を情報公開するウェブサイトが開設された。(http://www.usaspending.gov/index.php)

法律により公開される情報の概要は、以下のとおり。

1 対象となる支出

- ・ 連邦政府から交付される、毎年の個別契約 25,000ドル以上の
- ・ 補助金、貸付金、その他の資金援助、契約、政府調達といった資金交付（他の機関を介する再交付を含む）について
- ・ 交付から 30 日以内に掲載する

2 掲載する情報

- ・ 資金交付を受けた団体(営利・非営利を問わず)、州または地方自治体の名称
- ・ 交付された資金の額
- ・ 資金の交付形態、交付した機関の名称、資金の財源、資金の目的を説明した資金の名称
- ・ 資金交付を受ける団体の所在地及び資金を使用する主要な場所(都市名、州名、国名)など

経済財政諮問会議（平成20年4月15日）配布資料（民間議員ペーパー）

国民本位の「ムダ・ゼロ」政府を目指して(2)～（抄）

～行政と密接に関連する公益法人の徹底見直し～

平成20年4月15日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

3. “行政と密接に関連する公益法人”を含め、すべての歳出が国民に明らかになる工夫が必要である。予算が誰に対して、いくら使われているかを、納税者にわかりやすく明らかにするため、まず、次の取組みを行うべきである。

- ▶ 現在公表されている公共調達情報（注）について、電子政府上で、以下について明らかにする。今年中に道筋や内容を明らかにし、その取組みを開始すべきである
 - ①支出先上位 100 の年間累計額（各府省）
 - ②類型別（随契、競争入札）、物品役務の内容別に、支出先上位の累計額（各府省、政府全体）

(注)契約内容については、公共工事、物品役務等について、各省ごとに、1件1件の契約ごとに公開されているが、公共工事全体で見た場合、受注上位企業といった、国民にわかりやすい公開はされていない。また、補助金等が、誰にどれだけ出されているか一覧性をもった公開はされていない。